

京都市事業継続に向けた業種別団体等担い手確保・育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等を構成員とする団体等が取り組むウィズコロナ社会に対応するための人材育成や担い手確保等の事業に対して、補助金を交付することに関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。
- (2) 「業種別団体」とは、地域経済の活性化又は中小企業等が共同して経済活動等を行うために設立した法人又は団体並びにこれらの連合会組織であり、次に掲げる者をいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合（連合会を含む。）
 - イ 商店街振興組合法の規定に基づく商店街振興組合（連合会を含む。）
 - ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく生活衛生同業組合（連合会を含む。）
 - エ 酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく酒造組合、酒販組合（連合会を含む。）
 - オ その他、アからエまでの団体に準じるものであって、定款、会則等において、地域経済の活性化又は中小企業等が共同して経済活動等を行うために設立したことが明らかである法人及び団体（団体においては、設立時又は申請時の構成員数が4以上であるもの。）
- (3) 「グループ」とは、第2号に規定する業種別団体（同一の団体に限る。）に属する3者以上の中小企業等を構成員に含むグループをいう。
- (4) 「離職者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月1日以降に離職した者であって、令和元年12月31日時点で就業していた者をいう。
- (5) 「収入減少者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少を余儀なくされた者をいい、直近1箇月間の収入（臨時的に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）が新型コロナウイルスの影響を受ける前の任意の1箇月間の収入に比して減少する者をいう。
- (6) 「学生等」とは、令和2年度に大学等に新規に入学した者、及び令和2年新卒者のうち、内定通知を受けたが、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用を取り消された者をいう。
- (7) 「就職が困難な方」とは、別表1に掲げる者をいう。
- (8) 「正規雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、

正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。）を受けている者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い者を含む。

- (9) 「非正規雇用労働者」とは、正規雇用労働者以外の労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上の者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、業種別団体及びグループのうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じる者として認められること。
- (2) 業種別団体又はグループでの銀行口座を有していること。
- (3) 業種別団体にあつては、設立が令和2年4月1日以前であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は交付の対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業等（いわゆる「みなし大企業」）が構成員の半数以上を占める業種別団体及びグループ

ア 発行済株式総数又は出資価額総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであつて、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等

イ 発行済株式総数又は出資価額総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等

ウ 大企業の役員又は職員が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等

- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を構成員に含む業種別団体及びグループ

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）を構成員に含む業種別団体及びグループ

- (4) 政治団体

- (5) 宗教上の組織若しくは団体

- (6) 本補助金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令違反により送検処分を受けている業種別団体

- (7) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある業種別団体及びグループ

3 グループによる申請については、実質的に業種別団体が実施主体とみなされるものは交付の対象としない。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付対象

となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるもののうち、第1条の趣旨に沿うものとして必要と認められるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、別表3に掲げるものとする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 4 第14条に基づく実績報告において、第7条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

（補助事業の実施期間）

第5条 補助事業の実施期間は、令和2年6月1日から令和3年3月15日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、労働者の雇用開始日については、令和2年12月15日までとする。

（補助金額）

第6条 業種別団体にあつては、補助金の額は、事業に要する経費の5分の4以内の額で、予算の範囲内において定める額とし、100万円を超えないものとする。

- 2 グループにあつては、補助金の額は、事業に要する経費の5分の4以内の額で、予算の範囲内において定める額とし、40万円を超えないものとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 同一の事業内容において、国、京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額とする。

- (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
- (2) 補助対象経費に5分の4を乗じた額
- (3) 第1項又は第2項に定める1事業者当たりの補助限度額

（交付の申請）

第7条 条例第9条による補助金の申請は、別に定める期間内に、交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 業種別団体にあつては、団体であることを証する書類（定款、規約又は会則、及び会員名簿、団体名義の通帳の写し）
 - (2) グループにあつては、グループであることを証する書類（定款、規則、会則又は協定書、及び会員名簿、グループ名義の通帳の写し）
 - (3) その他市長が特に必要と認める資料
- 2 グループによる申請は、一つの中小企業等が、二つ以上のグループを兼ねて申請することはできないものとする。
 - 3 補助金の申請は、一つの業種別団体又はグループ当たり一つまでとする。

（審査）

第8条 市長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、必要に応じて補助対象者の施

設等の実地確認等を行い、補助金等の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合において、補助金等の交付の可否及び交付予定額を決定し、交付決定通知書（第2号様式）又は不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(標準処理期間)

第10条 市長は、第7条の規定による申請が到達してから20日以内に前条第1項の決定を行うものとする。

(変更等の承認の申請)

第11条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更申請書兼事業実績報告書兼請求書（第5号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費の変更が総事業費の3分の1以内の増減で、かつ補助金額の変更が3分の1以内の減額であるもの

(中止又は廃止の届出)

第12条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止承認届出書（第4号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(補助事業遂行の義務)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業完了後、その日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、変更交付申請書兼事業実績報告書兼請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、労働者を雇用しない場合については、次の第1号から第3号までに掲げる書類は要しない。

- (1) 対象労働者の勤務条件等が確認できるもの（労働条件通知書の写しや雇用契約書の写しなど）

- (2) 対象労働者の勤務実態が確認できるもの（出勤簿の写しや賃金台帳の写しなど）
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人通知用）の写し（学生等雇用保険被保険者対象外の者を除く）
- (4) 支出が確認できるもの（給与明細書の写しや領収書等の写しなど）
- (5) その他市長が特に必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による申請を行う時点において補助事業が完了している場合は、交付申請書（第1号様式）に添えて、前項に規定する書類を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（交付の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (4) この要綱の規定に違反したとき

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則 (令和2年7月22日決定)

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附 則 (令和2年7月30日決定)

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則 (令和2年10月8日決定)

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

別表1 (第2条第7号関係)

就職が困難な方

対象者
60歳以上の者
身体・知的・精神障害者
母子家庭の母等
父子家庭の父(児童扶養手当を受けている者に限る)
被災離職者(東日本大震災による被災離職者等)
就職氷河期世代(雇用日現在満35歳以上満55歳未満の者)
生活保護受給者等

別表2 (第4条関係)

補助事業	補助対象経費			
(1)業種別団体等を構成する中小企業等の従業員の知識や技術の習得に係る取組	セミナーや研修等の教育訓練、及び合同企業説明会、工房や工場の見学会等の開催に要する経費			
	<table border="1"><tbody><tr><td>謝金</td><td>当該事業を実施するために、専門家や講師に支払われる経費 ただし、自己の団体の構成員及び参画事業者への謝金は補助対象としない。</td></tr><tr><td>交通費</td><td>当該事業実施のため京都市内の移動に要した公共交通機関の運賃(専門家及び講師に係る旅費は京都市外からの移動も補助対象とする) ただし、当該事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。また、宿泊費は補助対象としない。</td></tr></tbody></table>	謝金	当該事業を実施するために、専門家や講師に支払われる経費 ただし、自己の団体の構成員及び参画事業者への謝金は補助対象としない。	交通費
謝金	当該事業を実施するために、専門家や講師に支払われる経費 ただし、自己の団体の構成員及び参画事業者への謝金は補助対象としない。			
交通費	当該事業実施のため京都市内の移動に要した公共交通機関の運賃(専門家及び講師に係る旅費は京都市外からの移動も補助対象とする) ただし、当該事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。また、宿泊費は補助対象としない。			

<p>(2) 業種別団体等を構成する中小企業等の人材確保を支援する取組</p>	会場等賃借料	<p>当該事業を実施する場合に必要な会場費等として支払われる経費</p> <p>ただし、明示的に料金が確認できないもの、また、自己の所有又は管理する会場を使用した場合は補助対象としない。</p>
	広告費	<p>当該事業を効果的に実施するために必要不可欠な新聞やテレビ広告費等の広告宣伝経費</p>
	印刷費	<p>当該事業に必要な資料や広報宣伝用のチラシの作成、印刷製本等を行うために要する経費</p> <p>ただし、当該事業に使用したことが明確に分かるものに限る。</p>
	通信運搬費	<p>当該事業の実施に必要な郵便代、運送料等として支払われる経費</p> <p>ただし、当該事業に使用したことが明確に分かるものに限る。</p>
	消耗品費	<p>当該事業の実施に必要な事務用品等に要する経費</p> <p>ただし、当該事業に使用したことが明確に分かるものに限る。</p>
	委託料	<p>当該事業の実施を事業者に委託する場合に必要な経費</p> <p>ただし、当該事業に使用したことが明確に分かるものに限る。</p>
	その他	<p>その他京都市長が特に必要と認める経費</p>
<p>(3) 業種別団体等における新型コロナウイルス感染症の影響による離職者又は収入減少者、あるいは学生等又は就職が困難な方の新たな雇用</p>	<p>新たに3箇月以上の期間、正規雇用労働者や非正規雇用労働者として雇用する場合の当該労働者に支払う賃金</p> <p>ただし、収入減少者であって、主たる勤務事業所等から副業・兼業を許可されている労働者が、主たる勤務事業所からの指示により、副業・兼業先での勤務を継続できない場合は、3箇月以上の雇用を不要とすることがある。</p> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象労働者については、雇用日から3箇月経過時に京都市民である者のみを対象とする(ただし、特段の事情のある場合は除く)。 賃金には、時間外手当のほか、労働基準法第26条に規定する休業手当、住宅手当、勤務地手当、日直・宿直手当、単身赴任手当等を含め、臨時に支払われる賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金等を含めない。 	

別表 3 (第 4 条関係)

補助事業	補助対象外経費
(1) 業種別団体等を構成する中小企業等の従業員の知識や技術の習得に係る取組	<p>OA機器や什器等の購入費・リース費用・レンタル費用、家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用</p>
(2) 業種別団体等を構成する中小企業等の人材確保を支援する取組	
(3) 業種別団体等における新型コロナウイルス感染症の影響による離職者又は収入減少者、あるいは学生等又は就職が困難な方の新たな雇用	<p>次の者を雇用した際に支払う賃金</p> <p>(1) 令和2年6月1日以降、当該業種別団体等において、労働者として雇用されたことがある者</p> <p>(2) 雇用日の前日から過去1年間に、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある業種別団体等又は事業主に雇用されていた者</p> <p>(3) 雇入れ業種別団体等の理事・役員等の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。）である者</p>